

# 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年2月10日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

総務部長 木村晴行

◎調達機関番号 903 ◎所在地番号 13

## 1 調達概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 独立行政法人地域医療機能推進機構清水さくら病院（仮称）新築整備工事（電気）
- (3) 工事場所 静岡県静岡市清水区袖師町2001番、2002番2
- (4) 工事内容 病院新築工事（鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地上7階建）  
建築面積約3,450㎡、延床面積約16,520㎡  
なお、当該工事は電気設備工事であり、関連する建築工事及び機械設備工事については別途発注される予定である。
- (5) 工期 契約締結日の1ヶ月後から約20ヶ月以内  
※本工事の着手日については、落札者が選択（工事着手日選択可能期間は落札後、120日以内）出来ることとします。  
ただし、建築受注者の工事着手日を基本として協議するものとします。
- (6) 使用する主要な資機材  
高圧受変電設備3,300kVA、非常用発電機625kVA、UPS設備5kVA、昇降機6基
- (7) 入札方法
  - ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
  - ② 第一交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 2 競争参加資格

- (1) 競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。
  - ① 次の(2)から(14)までに掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、独立行政法人地域医療機能推進機構経理責任者から独立行政法人地域医療機能推進機構清水さくら病院（仮称）新築整備工事（電気）に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。
  - ② 次の(2)から(11)までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。
- (2) 次の①、②又は③のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。  
なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別な理由がある場合に該当する。
  - ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過

していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

- 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者

- (3) 厚生労働省から東海北陸地域において「電気工事」のうちで客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,150点以上に格付けされ「東海北陸地域」の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、東海北陸地域の一般競争参加資格の再認定を受け、再認定の際に客観点数が1,150点以上であること。）

ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員について950点以上とする。

- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (5) 平成23年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。

単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

- ① RC造、SRC造又はS造地上4階建て以上、延床面積9,000㎡以上の病院の新築、増築又は改修
- ② RC造、SRC造又はS造地上2階建て以上、延床面積4,000㎡以上の病院の新築又は増築

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 共同企業体の代表者である構成員又は単体有資格者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる①の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 次のいずれかの資格を有する者であること。

一級電気工事施工管理技士

② 平成23年度以降に、(5)①に掲げる完成・引渡し完了した工事の経験を有する者で

あること。

- ③ 建設業法に基づき監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (11) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。
- (12) 共同企業体の構成員の数は2社又は3社とする。
- (13) 共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- (14) 共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する者とし、かつ、出資比率が構成員の中で最大であること。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒108-8583 東京都港区高輪三丁目22番12号

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 総務部総務課 会計係長 田窪良章

電話：03-5791-8255（会計係直通）

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

本公告日から令和4年3月18日（金）までに「機密保持に関する誓約書」（本公告に添付）と引き換えに(1)の担当部局にて交付する。（土日祝日を除く9時30分から17時00分。）

なお、やむを得ず来所が困難な者については、郵送（郵送費用については請求者負担とし、返信用封筒（レターパック等）を必ず同封すること）にて交付を行うので、(1)の担当部局まで余裕を持って早めに連絡すること。

#### (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和4年2月15日（火）から令和4年3月1日（火）（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9時00分から17時00分。）までに(1)の担当部局に持参又は郵送すること。（資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできない。また、提出された資料は返却されない。）

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和4年3月28日（月）13時30分

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 研修棟4階会議室

（ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、令和4年3月25日（金）17時00分までに(1)の担当部局に必着すること。）に持参すること。

### 4 その他

#### (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約を付したのものに限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2（2）、2（3）、2（5）、2（8）及び2（10）の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札

書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

契約細則第 34 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の有無

「無」

(7) 契約書作成の要否

「要」

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

「無」

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1)に同じ。

(10) 共同企業体としての認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

共同企業体としての資格の認定及び 2 (3) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Haruyuki Kimura, Director, Japan Community Health Care Organization headquarters

(2) Classification of the services to be procured : 41

(3) Subject matter of the contract : Construction work of electrical equipments for Japan Community Health Care Organization Sakuragaoka Hospital

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00P.M. March 1, 2022

(5) Time-limit for the submission of tenders : 5:00P.M. March 28, 2022 (Tenders delivered by mail 5:00P.M. March 25, 2022)

(6) Contact point for the notice : Yoshiaki Takubo, treasurer, General Affairs Division, General Affairs Department, Japan Community Healthcare Organization Headquarters, 3-22-12 Takanawa, Minato-ku, Tokyo, 108-8583 Japan, TEL 03-5791-8255

## 機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構  
総務部長 木村晴行 殿

住 所 (所在地)  
氏 名 (法人名) 印  
(代表者名)

電話番号 : ( ) -  
E-mail : \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (以下「当社」という。)は、独立行政法人地域医療機能推進機構清水さくら病院 (仮称) 新築整備工事 (電気) (以下「本件目的」という。)を行うにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報 (以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

## (機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

## (機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

## (表明及び保証)

第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証 (明示か黙示を問わない。)を行わないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

## (機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。